| | |
|---|---|
| 氏　　名 | 今岡　多恵 |
| 学 位 の 種 類 | 博士（教育学） |
| 学 位 記 番 号 | 博乙第　　２９２０　　号 |
| 学位授与年月 | 平成　３１年　３月　２５日 |
| 学位授与の要件 | 学位規則第４条第２項該当 |
| 審 査 研 究 科 | 人間総合科学研究科 |
| 学位論文題目 | 中学生の学校生活における罪悪感の機能に関する研究 |
| 主　　査 | 筑波大学教授　　博士（心理学）庄司一子 |
| 副　　査 | 筑波大学教授　　医 学 博 士　　田宮菜奈子 |
| 副　　査 | 筑波大学准教授　　飯田浩之 |
| 副　　査 | 筑波大学教授　　博士（心理学）佐藤有耕 |

# 論文の内容の要旨

今岡多恵氏の博士学位論文は，児童生徒の罪悪感の働きに着目して検討したものである。著者は，従来の罪悪感研究に関する理論的検討で，罪悪感は不適応行動に正の影響を及ぼす一方，不快や苦痛を伴う感情が生じてネガティブな影響を及ぼすと述べている。また従来の研究では罪悪感の程度に着目した検討が多く，学校不適応の問題に具体的な示唆を与えることは難しいと述べ，著者は博士学位論文で，先行研究の動向を踏まえ，罪悪感の機能に着目し，実証的にこれを検討することを目的とした。

まず著者は，第１章で罪悪感の理論的研究，罪悪感機能，罪悪感の測定尺度，罪悪感の実証的研究を概観し，先行研究での知見をまとめ，問題点を明らかにした。具体的には，先行研究の問題点として，第１に罪悪感の機能に着目した実証的な研究が不足していること，第２に場面を限定した検討が必要であること，第３に実践場面に即した要因との関連の検討が不足していること，この３点を指摘している。

第２章では，第１章での問題を踏まえ，本研究の目的として，第１に中学生の学校生活における罪悪感の機能に焦点を当てた尺度を作成し，罪悪感機能の心理的特性を明らかにすること，第２に中学生の学校生活における罪悪感機能が他要因とどのような関係にあるのかについて実証的検討を行うこと，第３に中学生の学校生活における罪悪感機能の規定要因について明らかにすること，の３点をあげている。

第３章では，中学生の学校生活における罪悪感機能尺度が作成され，その信頼性と妥当性が検討された。その結果，罪悪感機能尺度は，「自己改善」，「自省」，「ネガティブ感情喚起」，「他者配慮」の４因子構造であり，ある程度の信頼性と妥当性が確認されている。

第４章で著者は，中学生が学校生活で罪悪感を抱いた経験に対する罪悪感の程度と罪悪感機能が，中学生の学校適応とどのような関係にあるのかが検討を行っている。第１節では学校適応感との関連について検討が行われ，その結果，罪悪感機能のうち「自己改善」，「自省」，「他者配慮」は中学生の

学校適応感に正の影響，「ネガティブ感情喚起」は負の影響を及ぼしていた。第 2 節では，学校生活における罪悪感が抑うつに及ぼす影響について検討された。その結果，中学生の学校生活における罪悪感機能のうち「ネガティブ感情喚起」のみが抑うつ傾向に正の影響を及ぼしていた。

以上より，生徒が学校生活において罪悪感を抱いた際に，罪悪感機能のうち「自己改善」，「自省」，「他者配慮」に働きかけるような配慮が必要であると同時に，「ネガティブ感情喚起」を低減させる必要性が確認されている。

第 5 章では，中学生の学校生活における罪悪感が対人関係要因にどのような影響を及ぼしているかが検討された。第 1 節では，向社会的行動との関連について検討した結果，学校生活における罪悪感の「自己改善」，「他者配慮」は向社会的行動に正の影響を及ぼし，「自省」は向社会的行動に負の影響を及ぼす傾向にあることが示されている。このことから，罪悪感機能の「自省」機能においても注意して生徒対応を行う必要性を確認された。第 2 節では，能動的攻撃性との関連について検討した結果，学校生活における罪悪感の「自省」と「他者配慮」が「能動的攻撃性」に負の影響を及ぼすことが明らかになり，罪悪感が攻撃性を低減することが示唆されている。

さらに第 6 章では，著者は中学生の学校生活における罪悪感とその規定要因の関連を検討している。第 1 節では，中学生の学校生活における規範意識との関連が検討され，その結果，中学生の学校生活における規範意識が罪悪感に影響を及ぼしていることが明らかされた。第 2 節では，中学生の学校生活における罪悪感特性と罪悪感の機能の関連が検討され，その結果，罪悪感の「校則・慣習違反」は罪悪感機能の「自省」，「ネガティブ感情喚起」に直接正の影響を及ぼしていた。罪悪感の「友人への配慮不足」は，中学生の学校生活における罪悪感に影響を及ぼしていた。このことから著者は，友人に対する罪悪感によって，中学生はより罪悪感機能が機能しやすいことを示唆している。

第 7 章では，中学生の学校生活における罪悪感の規定要因と環境要因との関連について総合的・探索的に検討されている。第 1 節では，学級風土との関連が検討され，その結果，学級風土の「学級への満足感」と「規律の正しさ」が罪悪感機能に正の影響を及ぼし，「学級内の不和」は罪悪感機能の「ネガティブ感情喚起」に直接負の影響を及ぼすことが示されている。第 2 節では，教師との関連が検討され，生徒の教師への信頼感のうち，教師の「役割遂行評価」は中学生の学校生活における罪悪感に正の影響を及ぼしていた。また教師への「不信」においては罪悪感機能のすべての下位尺度に直接正の影響を及ぼしていた。第 3 節では友人関係との関連が検討され，その結果，友人への「同調性」は，罪悪感機能の「自己改善」と「ネガティブ感情喚起」に直接正の影響を及ぼしており，このことから，友人関係は生徒の罪悪感機能にアンビバレントな影響を及ぼすことが示唆されている。

第 8 章では，本研究の結果のまとめ，本研究の教育実践に対する教育的示唆，今後の課題が述べられた。著者は，教育実践に対する教育的示唆として，罪悪感機能の「自己改善」，「自省」，「他者配慮」が適応的な影響を及ぼすこと，「ネガティブ感情喚起」が不適応的影響を及ぼすことを踏まえ，生徒への支援，指導の在り方を提言している。また，最後に，中学生の学校生活における罪悪感機能尺度のアセスメントへの利用および生徒の気づきを促す材料として本尺度が用いられることが提案された。

## 審査の結果の要旨

**（批評）**

本論文は，従来，精神分析の影響から抑うつとの関連が注目され，ネガティブにとらえられがちだった罪悪感の働き，影響について，学校不適応が多いことが注目される中学生の学校生活における罪悪感の影響，さらに罪悪感機能の規定要因にも注目し検討した研究である。中学生の学校生活における罪悪感の機能と影響について解明し，生徒個人の内的規定要因，さらには教師や友人関係との関連および学級風土との関連をも検討し，中学生の学校生活における罪悪感の働きを総合的に解明した点が高く評価される。

平成 31 年 1 月 25 日，学位論文審査委員会において，審査委員全員出席のもと論文について説明を求め，関連事項について質疑応答を行い，学力の確認を行った。その結果，審査委員全員が合格と判定した。

よって，著者は博士（教育学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。